

埼玉県立職業能力開発センター 会計年度任用職員（巡回就職支援指導員）募集要項

次のとおり会計年度任用職員（巡回就職支援指導員）を募集します。

1 職務内容

当センターが実施する業務のうち、県が事業者に委託して実施する職業訓練に関する入校から修了までに係る事務全般及び応募者、受講生対応を担当していただきます。

- (1) 入校に際しての選考事務
- (2) 入校説明会に関する事務
- (3) 入校時及び訓練期間中の雇用保険等の給付事務
- (4) 職業訓練カリキュラムの確認・進行管理
- (5) 修了事務及び完了確認並びに就職状況確認
- (6) 委託先が行う就職支援に関する助言・指導等の技術的支援
- (7) 職業訓練に係る訓練生や委託先事業者への相談対応
- (8) その他、委託訓練に係る業務

※10月24日（金）、11月4日（火）に職場見学・業務説明会を開催します。

（詳細はホームページを確認のこと。任意参加、交通費は自己負担。）

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

次のすべてを満たす者が望ましい。

- (1) 健康で何事にも前向きに取り組み、周囲の状況に応じた気配りができる
- (2) コミュニケーション能力があり、対面や電話で相手方との調整ができる
- (3) ソフトウェア（Word、Excel、Teams など）が問題なく操作できる
- (4) コンピュータの新技术（デジタルツール）などに興味を持って取り組める

- (5) 職業訓練制度に関して基礎的な知識や関連業務の経験があれば、なお良い

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1) 任用期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

月18日・1日5時間30分

勤務時間は、原則として午前9時30分から午後4時までとします。

※休憩時間：60分

※月に数回、勤務時間を午前10時30分から午後5時までとし、正午から午後1時の間に昼当番として電話及び来客対応があります。その場合の休憩時間は、午後1時から午後2時までとなります。

※勤務日及び勤務時間の割り振りについては、調整の上決定します。

(3) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年始（1月1日～3日）です。

(4) 休暇

年次休暇2日、その他は県の規程によります。

(5) 報酬

月額：6,990円～8,390円（時間額換算：1,270円～1,525円）

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6) 諸手当

期末手当：該当なし

(7) 交通費

別途支給（県の規程によります。）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり

※加入条件を満たす場合に限りします。

(9) 勤務地

埼玉県立職業能力開発センター内

所在地：さいたま市北区櫛引町2-499-11

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1) 応募は、令和7年11月7日（金曜日）【必着】までに、本募集要項に添付している応募申込書、履歴書・身上書及び職務経歴書（様式任意）を下記担当宛てに提出してください。
※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は
平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までです。

7 選考方法等について

- (1) 第一次審査
応募書類による選考を行い、合格者にのみ令和7年11月14日（金）までに第二次審査の日程を連絡します。
なお、合否に関わらず、応募書類の返却はしていません。
- (2) 第二次審査
第二次審査（面接）は、埼玉県立職業能力開発センター内の会場で、令和7年11月下旬に実施することを予定しております。
- (3) 合否の連絡
第二次審査終了後、10日以内に受験者全員に連絡します。

なお、合否の理由等に関するお問い合わせにはお答えできませんので御了承ください。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地：〒331-0825 さいたま市北区榎引町2-499-11
担 当：埼玉県立職業能力開発センター 総務・産業人材育成担当
電 話：048-651-3408

【参考】会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されるものです。
会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や

人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。